第五十八条の四　法別表百十五の五の項の主務省令で定める事務は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百六十条第一項又は第二項（これらの規定を同法第百八十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の損害の補償の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後			
第二条　法第十九条第八号の別表行政機関等のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるものは、次の表の第一欄に掲げる者とし、同号の法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものは、次の表の第二欄に掲げる事務とし、同号の利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣は、同表の第三欄に掲げる者とし、同号の特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものは、同表の第四欄に掲げる情報とする。			
情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
［略］	［略］	［略］	［略］
三十四の二　都道府県教育委員会	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による教育職員の免許に関する事務であって第三十六条の二で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第三十六条の二で定めるもの
三十四の三　農林水産大臣	獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）による獣医師の免許に関する事務であって第三十六条の三で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第三十六条の三で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］

改正前			
第二条　［同上］			
情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
三十四の二　都道府県教育委員会	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による教育職員の免許に関する事務であって第三十六条の二で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第三十六条の二で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］